

# 発明の課題・効果と技術的範囲の解釈

～日本及び中国双方で争われた事例～

## 中国知的財産権訴訟判例解説（第39回）

加藤電機株式会社  
上訴人（原審原告）

東莞下西技研機器製品場  
被上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概要

専利法第59条は特許の技術的範囲解釈にあたり以下の通り規定している。

#### 第59条

発明又は实用新型特許権の技術的範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

本事件においては、「収装」とする文言について争いとなり、広東省東莞市中級人民法院は、イ号製品は問題となる部品を収めているものの、発明の効果を十分に奏さない形での収装であるとして技術的範囲に属しないと判断した<sup>1</sup>。一方、広東省高級人民法院は、明細書の発明の課題の記載に鑑みれば問題となっている部品の収装形態は、発明の課題、効果とは必ずしも関係がないとして、イ号製品は文言上、請求項の構成要件を充足し、技術的範囲に属するとした<sup>2</sup>。

### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

加藤電機株式会社（原告）は、「原稿圧着板開閉装置」と称する発明の特許権者である。特許番号はZL00134282.7（以下282特許という）である。282特許は、2000年11月30日国家知識産権局に出願され、2008年6月18日に登録された。282特許に対しては無効宣告請求がなされたが、復審委員会により有効と判断されている。

1 広東省東莞市中級人民法院判決（2012）東中法民三初字第89号

2 2015年8月10日広東省高級人民法院判決（2014）粵高法民三終字第358号